

屋外広告物沿道景観地区の指定並びに屋外広告物沿道景観地区基本方針及び掲出基準の決定

平成25年3月12日

三重県告示第161号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のとおり定めます。

1 屋外広告物沿道景観地区の名称

伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域

国道167号のうち、志摩市阿児町鵜方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鵜方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道260号のうち、志摩市阿児町鵜方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間の道路端から両側100m（家屋連担地域にあつては30m）以内の区域とする。

3 屋外広告物沿道景観地区の基本方針

(1) 基本構想

本県は、豊饒な伊勢の海や黒潮踊る熊野灘など情景豊かな自然景観に恵まれ、また、古くから東西の文化が出会い、融合する交通の要衝として、多くの歴史と文化に彩られた景観がみられます。

その中で志摩地域は、英虞湾や的矢湾などのリアス式海岸と島々や養殖筏がありなす美しい自然景観が見られ、地域全体が伊勢志摩国立公園に指定されています。

このような美しい景観は、県民共通の資産であり、観光などで本地域を訪れる人々にとっても重要な要素となっており、次世代へ引き継いでいくことが必要です。

平成22年2月に実施した県民の景観意識アンケート調査では、「将来残したい景観」について、歴史・文化的景観に続いて「海岸の景観」が第3位に挙げられています。

一方、「景観の美しさを損ねているもの」として、「屋外広告物」が第4位に挙げられており、「良くない印象」を持つ県民が多数います。その理由として、「派手な色彩」「数の多さ」「場所」が挙げられています。

また、美しい景観づくりを進めるため必要な行政の取組としては、「建築物や広告、看板等に対し、基準やルールを定め、誘導する」が第1位となっています。

これらのことから、「良好な景観の保全と創出」に向け、屋外広告物についても「規制と誘導」のルールづくりが求められていると考えられます。

国道260号は、志摩地域における幹線道路で、志摩地域の中心市街地から志摩半島先端の御座白浜を結び、沿道にはリアス式海岸などの豊かな自然景観が見られるとともに、地域住民の生活空間としての沿道景観が形成されています。

志摩地域の特性を生かした良好な景観を保全・創出し、将来に残していくために、国道260号沿いの屋外広告物の掲出について、形状・色彩等の基準を定め、より良い広告景観を誘導していく必要があります。

(2) 基本的事項

ア 屋外広告物は、周辺の景観に配慮し、景勝地の雰囲気や阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。

ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、地域の特性を尊重したものとすること。

4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の6分の1以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3㎡以下

(ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき12㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの4分の1以下かつ5m以下

(エ) 広告板 表示面積は、一面につき8㎡以下

(オ) 広告塔 表示面積は、一面につき4㎡以下

(カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2㎡以下

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の4分の1以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3㎡以下

(ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき22㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの3

分の1以下かつ10m以下

- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき20㎡以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき10㎡以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2㎡以下

ウ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の4分の1以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3㎡以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき20㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの3分の1以下かつ7m以下

- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき20㎡以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき10㎡以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2㎡以下
- (キ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき3㎡以下

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

- (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
- (イ) ベースカラーは、周辺の景観に配慮し、暖色系(YR~2.5Y)の色相、海と岩のイメージの青色(紺碧の海)又は真珠のイメージの真珠色(メタリック調)を用い、低彩度(3未満)及び中高明度(5以上9未満)の色彩とすること。
- (ウ) 色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。また、鮮やかな色(彩度7以上)は、原則使用しない。やむを得ず使用する場合は、文字を細くし、又はアクセントとしての使用(表示面10%以内)にとどめること。
- (エ) 広告面には、電飾を使用しないこと。
- (オ) 広告面に写真を使用する場合は、志摩市の特産物又は自然若しくは歴史文化を表現するものとし、表示面積は、広告面の2分の1以内とする。ただし、自然景観を背景として用いる場合は、この限りでない。
- (カ) 広告物は、地域を特徴づける地場産材をできる限り活用すること。

イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7㎡以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき10㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの4分の1以下かつ5m以下
- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき5㎡以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5㎡以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7㎡以下

ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7㎡以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき20㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの3分の1以下かつ10m以下

- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき10㎡以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき5㎡以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7㎡以下

エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の7分の1以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7㎡以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき15㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの4分の1以下かつ7m以下

- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき5㎡以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5㎡以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7㎡以下
- (キ) 広告旗 禁止

オ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき 1.7 m²以下

- カ 国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的の広告物
景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。